

第1回（平成11年度）

安田火災記念財団賞

受賞者記念講演録

著書部門

『ピアトリス・ウェブの福祉思想』

淑徳大学 助教授 社会福祉学博士 金子 光一

論文部門

『介護保険制度下におけるケアシステムの未来』

国立公衆衛生院 主任研究官 工学博士 筒井 孝子

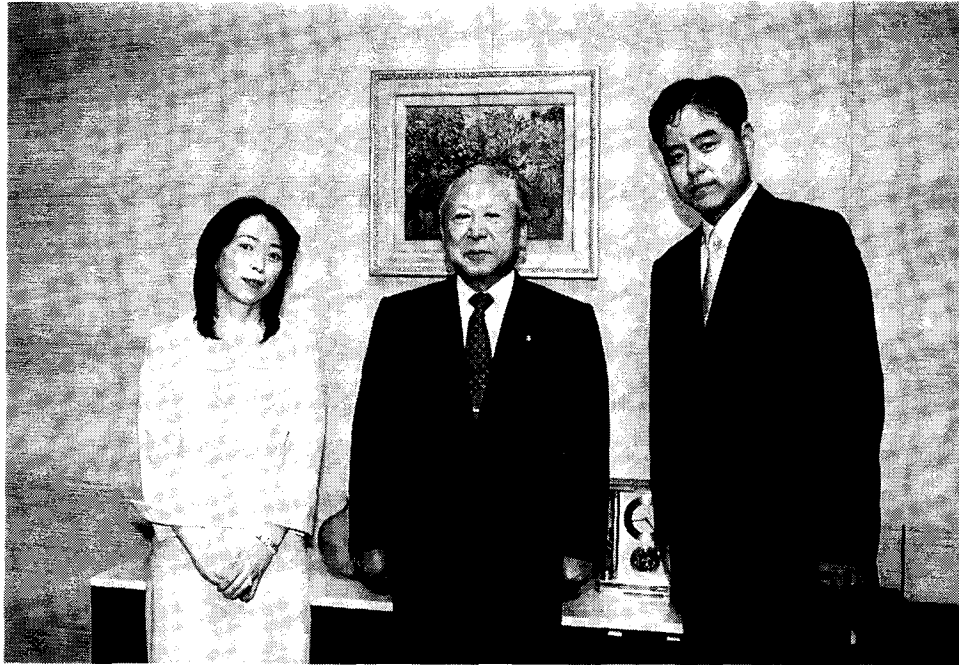
日時：平成12年5月24日午後3時より

場所：安田火災海上本社ビル39階会議室

平成12年6月

財団法人安田火災記念財団

第1回安田火災記念財団賞受賞者



左より筒井孝子氏、安田火災記念財団後藤康男理事長、金子光一氏

目 次

安田火災記念財団賞の生い立ち	1
財団法人安田火災記念財団専務理事 堀内生太郎	
「ピアトリス・ウェブの福祉思想」(著書部門)	3
淑徳大学助教授 社会福祉学博士 金子光一	
「介護保険制度下におけるケアシステムの未来」(論文部門)	13
国立公衆衛生院主任研究官 工学博士 筒井孝子	
<u>付 (第1回安田火災記念財団賞贈呈式資料)</u>	
主催者挨拶 財団法人安田火災記念財団理事長 後藤康男	24
祝辞 厚生大臣 丹羽雄哉	25
審査講評 安田火災記念財団賞審査委員長 三浦文夫	26

第1回安田火災記念財団賞贈呈式



主催者挨拶 有吉副理事長



贈呈式会場（安田火災本社ビル4 3階）

安田火災記念財団賞の生い立ち

財団法人安田火災記念財団

専務理事 堀内生太郎

本日は皆様ご多忙のところ、第1回の安田火災記念財団賞受賞記念講演会にご参集いただきまして誠に有り難うございました。

受賞された金子光一様、筒井孝子様には、心からお慶びを申し上げます。

これからお2方の講演が始まりますが、講演に先立ち、この賞の創設された経緯をご説明申し上げたいと存じます。

安田火災記念財団は昭和52年(1977年)に設立され、今日まで社会福祉事業と福祉諸科学事業の2本立ての事業内容を継続してまいりました。しかし設立後20年経ちますと、新しい時代にマッチした事業内容を考える必要が生じてまいりました。

そこで、財団事務局では今後の事業のあり方の検討に着手し、財団に関係する諸先生方にも種々ご相談申し上げてまいりました。特に社会福祉の学術研究の面では、財団として資金的な制約がある中で、どのような活動がより多くの研究者の方々に参画していただけるだろうかということで、ご意見を頂戴しておりました。

1997年、今から3年前、当財団の福祉諸科学選考委員で、当時法政大学、現在は

立教大学の高橋紘士教授から、社会福祉に関する色々な賞はあるが、社会福祉の文献を表彰するというのはいらないのではないか、文献賞というのも選択肢の1つに考えていいのではないかと、というご示唆を頂きました。

その後多くの方々にご相談し、調査してまいりましたが、社会福祉に関する学術研究賞で一般に知られている賞は非常に少なく、社会学の大家である故福武直先生を記念した福武賞、厚生行政に関連した研究活動に対する故吉村仁厚生事務次官を記念した吉村賞、こういうところが関係者の間で知られているぐらいでございまして、これから新進気鋭の福祉学を志す方にとって目標とするような賞というのは、見当たらない。そこで、やはりこの文献賞は非常に有意義なのではないかということになりまして、財団創設以来、財団の選考委員、評議員として、また本賞の審査委員長もお願いしております三浦文夫先生にご相談申し上げ、具体的な作業を進めてまいりました。そして出来上がったのが、本日第1回の贈呈式を迎える社会福祉学術文献表彰制度「安田火災記念財団賞」であり

ます。

本日の安田火災記念財団賞、この副賞は著書部門が100万円、論文部門が30万円となっております。この金額をどの程度にするか、他の賞を参考に検討いたしました。

わが国の賞について東海大学が詳細に調査した資料を拝見しますと、文献賞では機械工学関係の文献で200万円というのが一番大きく、50万円から100万円位が一般的なところですが、これらを参考にいたしまして、研究助成金として著書部門100万円、論文部門30万円で、この記念財団賞をスタートさせるということになった次第であります。

それからもう1つ問題になりましたのが、対象者の制限でございます。新進気鋭の中堅・若手が対象ということでございますが、この福祉の世界は非常に急激な広がりを見せており、実践の場から研究の場へ移られる方がかなり多い。そうしますと、40、50歳から大学に助教授、講師として入られる方はどうなるのか。こういう方も研究業績上では一応中堅若手となるのかなということになりますと、なかなか年齢では区切りにくいということで、抽象的でございますが、「中堅・若手」ということで対象者を決定させていただきまして、今日に至っております。

もう1つの問題は、公募制度にするか、推薦制度にするかであります。結論としては、多数の応募があると事務局の対応が非常に難しいということで、指定推薦者制度

をとらせていただきまして、日本社会福祉学会、日本地域福祉学会、この2つの学会の理事の方々を中心に、あとは社会事業学校連盟の加盟校の代表者や国立社会保障・人口問題研究所長にご推薦いただく、その他福祉関係の特定の出版社等にご推薦いただくという制度をとりまして、この賞を運用することにいたしました。

審査委員につきましては、先ほどからご紹介申し上げておりましたように、審査委員長長の三浦文夫先生をはじめ、右田紀久恵、大橋宗夫、岡本民夫、園田恭一、田端光美という、いずれもわが国を代表する6人の先生方をお願いし、ご多忙の中を再三にわたり文献の審査に当たっていただきまして、本日の第1回の対象文献として著書部門が1件、論文部門が1件、決定した次第でございます。

現在、平成12年度安田火災記念財団賞の対象文献のご推薦を、指定推薦者の方々にお願いしております。これは7月末を締切期限としており、平成11年度中に出版された著書及び論文についてご推薦いただきまして、それを審査委員会で審査選考し、最終的には理事会の承認を経て第2回の賞の受賞者を決定する運びになっております。

以上、簡単ではございますが、この賞の発足の経緯をご説明いたしました。今後ともこの賞の運営につきまして、皆様方の暖かいご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

『ピアトリス・ウェップの福祉思想』

淑徳大学助教授

社会福祉学博士 金子 光一

ただ今ご紹介いただきました淑徳大学の金子光一です。3年前に出版した『ピアトリス・ウェップの福祉思想』という本が、このたび、栄えある第1回の安田火災記念財団賞を頂戴することになりまして、大変光栄に思っております。また本日は社会福祉関係の学会及び財団の著明な先生方のご臨席を賜りまして、心よりお礼申し上げます。

受賞の前に30分程度のお話をというご依頼を受けましたので、本日お配りさせていただいた資料に基づいて、この本の概要を大体15分ぐらい、それから後半の15分はこの本の問題点・課題等について、そしてさらには今後の研究の方向性について、私なりの考えを述べさせていただきたいと思っております。

まず最初に問題の所在として、1970年代ぐらいまでのイギリスというのは、保守党と労働党がご承知のとおり、交互に政権を取りまして、両者の妥協と合意から中道的な政策が取られ続けておりました。ところが1980年代に入りまして、正確には1979年の5月から3期にわたって、マーガレット・サッチャー(Margaret Thatcher)という女性が首相になりました。そして、小さな効率的な政府を実現するため、公費削減や民間活力の推進等を柱とする、新自由主義、新保守主義政策を展開いたしました。これは戦後からずっと続いていた座標軸が右側に大きくシフトしたことを意味しております。

本書作成の1997年の今ごろ、サッチャー元首相及びその後を引き継いだジョン・メイジャー(John Major)前首相の一連の政策に対する振り戻しをイギリスは経験いたしました。公的部門で行われるべき福祉サービスを、市場経済の活力に依存した結果、競争原理は働いたんですが、負担能力による格差が生まれ、サービスの平等は著しく妨げられました。また、全国民を対象に行われている包括的なサービスで非常に有名な国民保健サービス(National Health Service)、通称NHSと呼ばれておりますが、その中に供給者(provider)、購買者(purchaser)の市場概念を盛り込ん

だ結果、各自治体から多くの批判が出て、自治体社会主義や協同組合の新しい動きが活発化しました。そしてその結果として、1997年5月に、ちょうどこの本を作成するところでありますが、トニー・ブレア（Tony Blair）を党首とする労働党が世論の圧倒的な支持を得て、政権を獲得いたしました。

このような社会体制の変化というものは、もちろん時代や社会背景の違いはありますが、イギリスがすでに約100年前に経験をしていることでありまして、その背景となる基本思想に立ち返る必要性を感じ、その中で、今日につながる重要な政策提言を行ったイギリス人、ビアトリス・ウェブに焦点を当てて、本書を作成いたしました。

ウェブ夫妻と通常呼ばれているシドニー・ウェブ（Sidney Webb）とビアトリス・ウェブの夫妻に関する研究は経済学や社会学、社会政策学において少なくありません。ところが、それらのほとんどがシドニー・ウェブに重点を置いたり、あるいはフェビアン協会の、いわゆるフェビアン社会主義（Fabian Socialism）に重点を置くもので、シドニーの妻であるビアトリス・ウェブを、シドニーあるいはフェビアン社会主義と切り離れた形で検証したものは非常にまれであります。ところが彼女の福祉思想というものは経済学とか社会学と同様に、あるいはそれ以上に、今日の社会福祉学につながる部分を多く含んでおりまして、そのような視点から私はこの研究に取りかかったわけであります。

イギリスの先行研究におきましても、この傾向が見受けられましたが、近年それに対する修正が行われております。通常2人1組で考えられたものをシドニー・ウェブとビアトリス・ウェブと2人分けて検証したものでは、例えばジェーン・ルイス（Jane Lewis）やキャロル・セイモアジョーンズ（Carole Seymour-Jones）などが、主にジェンダーの視点から社会調査研究に情熱を燃やした女性としてビアトリス・ウェブを再評価しております。また、今年、2000年に入ってから出されましたロイデン・ハリソン（Royden J.Harrison）が書いた、『シドニー・ウェブとビアトリス・ウェブの生涯と時代』（The Life and Times of Sidney and Beatrice Webb）、中でも、シドニーとビアトリスの相違点というものを明確にするために両者の結婚する前の活動に多くの紙面を割いております。

以上の問題意識に基づいて、社会福祉学におけるビアトリス・ウェブの新たな位置付け、新たなというか、歴史の事実には忠実な位置付けというものを試みたのが本書であります。

本書は4篇で構成されております。第1篇はシドニーと結婚する前のビアトリス、ビアトリス・ポッターという名前でありましたが、そのビアトリス・ポッターの思想

形成過程に着目をいたしました。特に家庭教師のハーバード・スペンサー（Herbert Spencer）や、ジョセフ・チェンバレン（Joseph Chamberlain）の見解、さらには慈善組織協会（Charity Organisation Society）、COSのでの経験などが若き日のピアトリスの思想形成に与えた影響について論述をいたしました。

第2篇ではピアトリスとは義理の従兄妹の関係にありますチャールズ・ブース（Charles Booth）と共に行った有名なロンドンの貧困調査、さらにロンドン経済学校、現在のLondon School of Economics and Political Science、LSEの創設にかかわる教育活動、それから協同組合運動及び労働組合に関する調査研究等の過程を通じて、ピアトリスの思想がいかなる発展を遂げていったかということについて検証いたしました。

第3篇では、彼女がかかわりました1905年から1909年までの「救貧法並びに貧困救済に関する王立委員会」（Royal Commission on the Poor Laws and Relief of Distress）での活動を中心に検証しました。

ここで申し上げなければならないのは、1994年に私が今所属しております淑徳大学で16世紀から20世紀にかけての『イギリス救貧法及び社会福祉の歴史』という重要文献のコレクションを購入しました。そのコレクションの中に、実は今申しあげました1905年から1909年までの王立委員会の議事録がすべて収納されておりました。当時、私は大学の研究助手でありましたが、その立場でこの資料を自由に活用できる環境にいたという幸運が、この本書の作成に非常に大きな影響を与えております。

ここでは主にピアトリスと、他の委員の諸説との比較分析によって彼女独自の福祉政策理念というものを浮き彫りにしました。また彼女が広く普及させるために行った大衆啓蒙運動などについても積極的に評価しました。

第4篇は結びの篇としまして、ピアトリスの福祉思想の位置付けを確認しながら、功罪を明らかにすることにより、その歴史的意味を検証しました。

さてどういう結論であったかというところではありますが、だいぶ端折ってお話をさせていただいておりますが、問題の所在の中でも述べましたように、ピアトリスは夫であるシドニー・ウェブと共に、フェビアン協会の理論的指導者と目されておりまして、特に社会福祉学の研究ではナショナル・ミニマムの原則を最初に提唱した人物、あるいは提唱した人物の妻というような位置付けがされておりました。いずれにしても、シドニーとピアトリスの共著で多くのものが発行されているものですから、その分析から評価することが一般的に行われてきたように思われます。

本書においてはシドニーとは別の思想を有するピアトリスを、夫から切り離して検

証した結果、社会福祉学における彼女自身の貢献を正当に評価することの必要性を感じました。例えば、ピアトリスがみずからは中産階級に属していながら、内面世界での自我の葛藤を通じて、階級意識の克服に努め、一市民としての視点を常に持ち続けていた点、それから 28 歳のときに行った経済学研究では、すでに社会福祉学への発展の基礎となる人間的要素を重視している点、さらに貧困・低所得労働者・救貧法等に関する膨大な社会科学的資料を一般に公開し、社会福祉学の発展に大きく寄与した点などは、イギリスの社会福祉の歴史の研究の中で、今まで軽視されてきたのではないかという指摘をしました。

非常に雑駁な説明で申し訳ありませんが、以上が本書の概要であります。なお、本書は「あとがき」の中にも書きましたように、これまでお世話になった多くの先生方の非常に熱心なご指導と、それから先ほどちょっと触れましたが、貴重な第 1 次資料を豊富に活用できる環境にいたという幸運が重なり、さらに今日もおこしですが、編集と出版に関しましては、ドメス出版の非常に積極的なご援助により、作成できたものであることを付け加えさせていただきます。

さて、以上が本書の概要ですが、それだけでは読んでいただければわかることですので、あえて今日は本書に対して多くの先生からいただいたご指摘あるいはご助言を紹介させていただき、今後の課題を示させていただきたいと思えます。

本書は日本女子大学で審査を受けた博士学位申請論文がその礎となっております。

その審査過程で、「本書は極めて着実な第 1 次資料分析に基づいて、イギリス社会福祉史上の先行研究の不備を補い、歴史的事実への再評価を問題提起したのみならず、社会福祉学の理論研究における歴史研究手法を取り入れた重要な研究成果である」と、過大な評価を頂戴しました。

その一方で、幾つかの課題が指摘されました。まず、本研究で課題とされるような「通説」を反論するためには、「通説」が「通説」になったことへの分析と批判的検討を前提とすることが必要ではないかというものです。ここで言う「通説」というのは、例えば知的レベルの仕事、あるいは事柄に関しては、常に夫であるシドニーがピアトリスを指導的な立場でリードしたという一般的な認識がありますが、それらに対して、例えば私は協同組合研究や、あるいはナショナル・ミニマムの基礎となる共通規則 (common rule) に最初に到達したのはピアトリスであるというふうに述べております。そういった反論を幾つか行っているのですが、「通説」が「通説」となったことへの分析が必要というご指摘は大変重要なことだと認識いたしております。

それから、19世紀から20世紀初頭の段階におけるピアトリスとヘレン・ボーザンケト（Helen Bosanquet）、この人は同じ時代を生きた女性の社会事業家で、特にCOSで活躍した人ですが、その二人の対比を現代の制度・政策論と技術論の関係に對比させる試みは適切とは言えないのではないかというご指摘を受けました。

また3番目にピアトリスの主張である「協同的共和」、この協同的共和というのは本書では「協同主義的共同体」（Cooperative Commonwealth）という表現で統一させていただいております。その理念を改めてどう評価するか。特に社会思想としての意味、あるいは国家の関係等について検討する必要があるのではないか。

4番目にピアトリスの歴史的評価という点では、アメリカCOSとの交流、あるいは影響等についても検討すべきではないか。

5番目に最近のウェブ夫妻への関心はフェミニズムの視点から見直される傾向があるが、ジェンダー論からの研究も参考にする必要はないか。

6番目には全体としてピアトリスの思想の現代社会福祉への影響という点に関しては、これからの課題として残されており、その点でピアトリスが使う用語の概念、例えば市民とはどういう概念として用いるのかなど、より精査な検討も必要であろうし、また思想形成に持つ生活者としての内面性や、それが政策理念に発現されるときに主体性の重みを認識すべきではないかというご指摘であります。

これらは日本女子大学が発行しております『博士・学位論文の内容の要旨と審査結果の要旨』の中に書かれております。ただ、これは本書が作成される前の段階、いわゆる原稿の段階で受けたご指摘ですので、一部修正がきく部分は本書において修正をさせていただきましたし、1年半後に出版されるときには必要に応じて加筆もさせていただきました。

次に、鉄道弘済会の『社会福祉研究』第72号の中で、私の本を取り上げていただき、書評を岡田藤太郎先生が書いてくださっております。岡田先生はロンドン大学のLSEでロバート・ピンカー教授（Professor Robert Pinker）のもとで指導を受け、またT. H・マーシャル（T.H.Marshall）等の訳本を多く輩出されておりますが、私自身も同じLSEで同じ先生に学んだという関係から、日本に戻ってから非常に親しくさせていただいております。

その岡田先生は書評の中で、「『ナショナル・ミニマム』のアイディアは、労働組合運動の中から生まれたらしいが、それがシドニーとピアトリスのいずれの発想にせよ、（著者は、ピアトリスの先行性を力説しているが）、福祉国家主義思想に対する大きな貢献であると思う。マキシマムでないところがみそである。私はその論理的発

展ともいふべき『人間の諸基本的必要』（human basic needs）に関する構想を豊かにすることが社会福祉学研究の要とさえ思う。共産主義はマキシマムを求めて破綻したといえないであろうか。自由と平等、理想と自然、経済と福祉のダイナミズムとバランスを重んずる英国経験主義の結実と思う」と書かれております。

また日本女子大学大学院の、私の後輩に当たりますが、鈴木綾子さんは、学内学会のニュースの中で、私の本を取り上げて紹介してくださっております。その最後のところに、「ピアトリス・ウェップの生涯・実践・思想をくまなく書き尽くしている」と書いてあります。ところが、これは記述が正しくなくて、ピアトリス・ウェップは85歳で亡くなったんですけれども、私が研究対象としているのは52、3歳までであります。ですから、本来、このタイトルからいえば、ピアトリス・ウェップの福祉思想がどういうふうな形で形成され、そして死に至るまでの間、どういうふうに変化をしていったかということの克明に追う必要があるわけなんですけれども、それは今後の課題と考えております。

さらに、『ピアトリス・ウェップの福祉思想』出版記念書評会についてお話ししたいと思います。これはどういうものかということ、今日もおこしいただいておりますが、仲村優一先生が「金子君のために出版パーティをしよう、そしてそのパーティは君が日本で指導を受けた方みんな呼び、この本について話そう」というものであります。こういうインフォーマルな会を開いていただくだけでも、私は本当に恵まれた環境にあるなと改めて思っておりますが、幸いにも仲村先生が、その一部始終をカセットテープに録音してくださっております、そのテープ起こしをしたものがこれから紹介するものであります。

資料にその時ご出席いただいた先生方のお名前を載せております。私からご紹介するのはあまりにも僭越な著明な先生方ばかりですが、私の指導との関係で申し上げれば、最初に社会福祉学を私に指導してくださったのが、上田千秋先生です。それから、一番ヶ瀬康子先生は、日本女子大の大学院に入ったあと2年間にわたって、私の指導をしてくださった指導教授です。田端光美先生は、この財団の文献表彰制度の審査委員にもなられておりますが、一番ヶ瀬先生の後を受け継いで、博士過程3年のときに指導していただき、論文の審査のときには主査を務めていただいた先生です。仲村先生とは淑徳大学におこしいただいてから、同じ学内での研究会等を通じて、いろいろご指導いただいております。最後の長谷川匡俊学長は、私が今所属しております大学の学長であります。歴史学のご専門でありますので、その視点から幾つかの貴重なご助言を賜りました。

50音順ですが、一番ケ瀬先生は、どのようなご助言をしてくださったかという、シドニーよりもピアトリスの方が社会福祉の歴史にどっぷり浸かってきた人であり、もう一度ピアトリスを社会政策史上と女性解放の視点から再評価すべきであること、協同組合の女性の役割、女性の感性と社会科学の関係をジェンダー論の視点から捉え直す試みが重要であることをご指摘いただきました。

また、ピアトリスが捉えていた協同組合は非営利部門の一部であり、現在「福祉多元主義」が活発に議論されているが、その中の非営利部門に協同組合主義の考え方が包括されていないのは残念なことであるというコメントを頂戴しました。

さらに、ピアトリスから強い影響を受けたマーガレット・コール (Margaret Cole) が、夫のジョージ・ダグラス・コール (George Douglas Cole) と共に主張したのは、同じフェビアンでもラジカルな協同組合国家であり、彼らに関する分析も今後行ってほしいというものでありました。

上田先生は、ピアトリス・ウェブの思想および『少数派報告』のどの部分が、『ベヴァリッジ報告』に具現化されたかについて明らかにする必要があるとご助言くださいました。

シドニーの協同組合論とピアトリスの協同組合論の相違点を明確にすることも、重要な課題であり、特に協同組合が「パイオニア」等の名前をつけて、急速に活気づいている現在、改めて人間共同体的な協同組合主義を再考することが求められているとおっしゃいました。

最後に21世紀にあるべき福祉論、21世紀の社会福祉論というものを構築してほしいというお言葉を頂戴しました。

田端先生は1990年以降の研究では、協同組合等を広義のボランティア・セクターに取り込む動きが見られることをご教示くださいました。

また、「福祉思想」というタイトルがついているところから、思想史ではなくて、福祉思想史として貫かれなければならないこと、さらにそれが現代の社会福祉政策といかなる関係性をもつか追求する必要があるというご指摘を受けました。

仲村先生からは、まずウェブ夫妻の訪日期间に関するご意見を頂戴しました。この訪日期间というのは1911年、明治44年の8月から10月まで、ピアトリス・ウェブが日本に来ておられて、その約2カ月間の滞在の期間に幾つかの大学で講演をしたり、長野・新潟・京都と社会問題の調査を行ったことを示しております。この訪日間の活動につきましては本書の中には含まれておりませんが、日本女子大大学院及び淑徳大学の研究紀要にすでに一部成果を発表しておりますので、ご関心のあ

る方はそちらを見ていただきたいと思います。

それから現代のイギリスの社会福祉とピアトリス・ウェップの社会福祉の思想というものが、どこでどのようにつながり、またどういう断絶があって、今日までつながっているのかという検討が必要であるというご指摘をいただきました。

さらに本書を英論文でまとめて、イギリスの学会等に問題提起をしてほしいというご指摘をいただき、それは第1次資料をこのように使って、このような判断をしているということが、正しいかどうかの点検をしてもらうことになるというお言葉を賜りました。もしそこで正当性が認められれば、それはかなり貴重な通説に対する反証ということになると思うというご助言を頂戴いたしました。

最後に長谷川先生は、ピアトリスの生涯にわたる作業に関して、少なくとも事実の位置づけに関しては、揺るぎない実証的な研究を続けてもらいたいというお言葉と、ピアトリスから学んだものを日本の人物等の中で生かしながら今後研究に取り組んでほしいというご教示を頂戴いたしました。

この書評会が開かれてから、早いものでもう2年が経過をしておりますが、いまだにそのうちの幾つかに取りかかった段階で、自分自身の勉強不足を恥ずかしく思っておりますが、今私が考えているこれからの研究計画について最後にお話ししたいと思います。

今日のイギリスに目を向けると圧倒的な支持と期待を受けて政権についたトニー・ブレア率いる労働党は、サッチャー時代からの方針を基本的には修正していないように思われます。すなわち、社会福祉分野においても準市場 (quasi markets) を導入し、契約の概念が強調され続けています。しかし、そのような動きは、市民を利他主義から利己主義へ変えてしまう危険性があるのではないか。個々の市民の独立性が向上するということは望ましいことですが、それが過度に強調されると、逆に公共の精神や協同の理念というものは衰退してしまうのではないだろうか、そして、大きく社会は分断されてしまう危険性があるように思われます。

そのような問題意識に基づいて、私は市民社会における民主性のあり方を検証し直す必要を感じ、「ギルド社会主義」 (Guild Socialism) の提唱者である、先ほどもちょっと出てきましたが、コールが説いた生産者民主制の見解と、それからシドニー・ウェップが主張した消費者民主制の見解を比較検証し、その一部成果をすでに発表いたしております。

それらの研究を踏まえて、現在思考中なのは、労働党の最初の綱領である『労働党と新社会秩序』 (Labor and the New Social Order - A Report on

Reconstruction, 1918) に関する研究です。周知の通り、この社会再建計画はシドニー・ウェブが作成したものでありますが、その後 27 年を経て、第 2 次世界大戦後、労働党がはじめて絶対多数を獲得し、その本来の政策を実施し得る機会を与えられたときに、大部分そのまま利用することができたといわれ、20 世紀の非常に変転の激しい時代に 30 年の歴史に耐えた、批判に耐えた文書であります。またそこでは消費者の立場が強調されていて、また資金及びサービスの分配過程で地方自治体と、それから消費者協同組合の役割、さらに「民主的協力」(Democratic Co-operation) の精神の重要性が強く謳われております。

先だって中央社会福祉審議会から出された「社会福祉基礎構造改革」の中でも、やはり「社会連帯」の考え方に立った支援、また社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやって、お互いを支え合って、そして助け合うという精神であるということが強調されて、明文化されておりますが、改めて民主的協力というものの意味を、さらにその精神というものの意味を捉え直す必要があるのではないかと考えております。

また同じ年にピアトリス・ウェブは『救貧法の廃止』(The Abolition of the Poor Law', in Fabian Tract, No.185, 1918) という本を書いております。この本というか冊子なんです、この度賞を頂いたこの本の最後に添付資料として、全文翻訳したものを掲載させていただいております。つまり同じ時期にシドニーとピアトリスがそれぞれ出した 2 つの文章の関係性を検証することも興味深いと考えております。

私自身、まだまだ力不足であります、こういった地道な社会福祉の思想史研究を今後しばらく継続させていただき、将来的には現代の社会福祉学の理論研究へとつないでいく作業を、大きな研究目標にしております。道のりは長く、また険しいことが予想されますが、この度の受賞を大きな励みとさせていただいて、これからも日々努力してまいりたいと思っております。

最後に私事なのですが、社会福祉学研究の道に私を導いてくれた上田千秋先生は、常に暖かい目で至らない私の研究を励ましてくださっておりました。昨年 9 月に悪性リンパ腺筋腫で亡くなってしまい、この場にお呼びできないことは非常に残念ですが、改めて近日中に京都へ参り、墓前にて今回の受賞決定の報告をいたしたいと思っております。

記念すべき第 1 回の財団賞を受賞させていただきまして、本当に心から感謝をいたしております。推薦をしてくださった先生方、財団の関係の方々に対して、この場をお借りして、深くお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

贈呈式・懇親会



記念写真：左より服藤財団副理事長、三浦審査委員長、金子氏、筒井氏、有吉財団副理事長、鴻財団理事



懇親会スナップ：右端奥は園田審査委員



懇親会スナップ：左より大橋審査委員、右田審査委員、三浦審査委員長、筒井氏、金子氏、田端審査委員、新田氏（淑徳大学総務）



懇親会で祝辞を述べられる仲村優一氏（淑徳大学学術顧問）

「介護保険制度下におけるケアシステムの未来」

国立公衆衛生院主任研究官

工学博士 筒井孝子

今回の受賞は、1998年に社会保険旬報に掲載された論文である「介護保険制度下におけるケアシステムの未来」が評価されたものと伺っております。この論文の原点は、10年程前の大学院生時代にあります。当時、介護福祉士という資格ができた当初で、私は、この介護福祉士をめざす学生さんに介護福祉実習の際のマニュアルを新たに作成するという仕事を引き受けることになりました。

そこで私は、このマニュアルには、まず「どのような状態の高齢者」には、「どのような介護」が提供されるべきかという高齢者の特性に応じた介護内容の標準的な内容が示されるべきであると考え、これについて書かれてある国内外の文献を探すことからはじめました。しかし、このような内容が整理され、体系化されたものは、存在せず、このこと自体、当時の私にとって大きな驚きでした。

このため、私は実際に介護現場に行き、例えば「このおばあちゃんには、どのような介護が必要ですか？」というヒアリング調査を続け、自ら、この内容の体系化を始めることになりました。このデータを分析した結果については、1991年に「高齢者の日常生活能力の評価に関する研究」という論文にして発表しました。

あれから10年間に様々な調査を行なってきましたが、つきつめて考えますと、私が一貫して関心を持ってきたのは、「ケア」という行為をシステムとして提供する際の考え方にあるのではないかと思うのです。

本年4月より実施された介護保険制度の下では、介護サービスの提供に際して、国は多くの試みを行なっています。この中で、介護サービスを公が提供してきたこれまでのあり方だけでなく民間の営利企業にも参入を認め、価格についても柔軟性を与えるという試みは、ニューパブリックマネジメントといわれる行政手法の中の「擬似市場」の創設であると考えられます。

「市場の失敗」を克服するために行われた政府の経済政策において、「政府の失敗」を経験した多くの国々では、市場と国家の役割について、21世紀を前に大きな変革を

模索し続けており、わが国では、介護保険制度の実施によって形成された擬似市場によって、これまでの「非効率的な、顧客不在の、選択不能な、不平等なサービス提供」を、「効率的で、顧客ニーズへ対応した、契約による選択可能な、公平なサービス提供」に変えられる否かが試されることになったともいえます。

このような「効率的で、顧客ニーズへ対応した、契約による選択可能な、公平なサービス提供」を行なうために必要なシステムの構築の条件とは何かを考えるとというのが、私がかかっている研究テーマの一つとなっております。こういった研究内容は、行政研究としては、国が、あるいは公がどのような仕組みをもつべきかというマクロ的な観点の主になるわけですが、考えてみると私の関心は、むしろミクロ的な方面に重点があり、こういったマクロ的な研究に至るのは、ミクロ的な研究の結果について、自分自身でデータを収集し、解析した後に、たとえば政策にも関心がむくという一定の方向性があるようなのです。今回の研究論文もまた、同様の意図で書いた内容になっているように思っています。

それでは、この論文の内容について、ご説明させて頂こうと思います。まず、そもそも介護サービスとは何かというと、大きくは、介護保険制度の公的給付として提供されるサービスと、全くのインフォーマルな家族などによる利他行動の一種としての形態と、利潤を目的とする民間企業が提供するサービスとの3種類あるのではないかと思います。

まず、公的給付としての介護サービスの種類には、図1^{*}にしめしましたような、これらの内容をさらに具体的に見ていきますと、たとえば訪問介護という介護サービスと訪問看護という介護サービスの内容は、表1^{*}に示したように具体的に提供されている行為としては、ほぼ同様の内容となっており、その行為の組み合わせが異なっているに過ぎないということがわかります。ということは、これは、行為の比重による提供者の職種の違いを表すだけということになります。

以上のように介護サービスで行われている内容を詳細に検討していくと、介護サービスとは、多くのケアの組み合わせによって成立しているという事がわかりました。身の周りの世話を代表される対人援助サービスの一つである介護を調べるために、私が創ったものの一つに「介護業務分類コード」や「看護業務分類コード」というのがあります。この各々のコード体系を構成している内容を考える際に意図したのは、「対人援助の状況を言語化し、さらにコード化すること」ということです。そして、このコード化は、いわゆる『ところ』に関する言辞を可能な限り排除し、「行動」、「行為」に関する記述を用いるように考えました。この結果、コードの内容は、いわば客

* [図1, 表1: 文末資料参照]

観的な事実に関する言辞だけを使い現象を記述し、説明することを目指したともなっています。そして、このコードに示された内容をケアと定義して、ここでは用いています。

こういうケアの考え方は、心理学を科学に認知させようと努力した、J・Bワトソンが行なった手法と非常に共通しているとコードを創ってから、わかりました。心理学では、現象の説明に、こころや感情や情緒といった内容が含まれるため、その記述には、いわば「科学的」でない表現も含まれてくる事になります。ワトソンは、心理学を行動としてとらえるという考え方を体系化しました。

どういうことかという、例えば、「彼は私を覚えている」という記述文を「彼は、私にあって、微笑み、手を差し出した」という「行動」として記述することを考えていったのです。この表現を確立する事によって、「こころ」に関する記述を現象の記述から排除するという事を行ない、心理学の世界に科学的分析を持ち込むという一歩を築いたといわれています。

私が、「どのような状態の高齢者」に「どのような介護が行なわれているか」を、分析するためには、まずこのケアを科学的に記述する方法を確立する必要がありました。そこで、たとえば、従来、「排泄の世話」をすると表現されている一連の行為を観察することによって、この表現に含まれているケアの提供者の行為を行為ごとに分類することを行ないました。さらに、これらの行為にコード番号を付与するという方法を取り、358種類のコードを作成しました。これについては、たとえば、スライドに示したように同じ排泄の世話といっても、図2、図3^{*}のようなパターンが考えられる。

このコードを創ることによって、これまで抽象化された概念として存在していた「ケア」は、ある行動として、言語化され、次いで、コード化され、このコードに対応したデータを収集する事によって、数量化されました。この数量化によって、ケアといわれる実態とケアを受けている高齢者の特徴を統計的な手法によって解析することが可能になりました。

私にとっては、このコード別に収集されたデータが介護の世界を示す道標になってくれました。

たとえば、特別養護老人ホームや老人保健施設、療養型病床群とよばれる介護を必要とする高齢者が入院している施設においても、患者にもっとも提供されているケアとは、表1に示しましたように「日常会話・声かけ」と呼ばれる行為でした。

このことは、人間が社会で生きていく上でもっとも必要な内容がコミュニケーション

* [図2、図3：文末資料参照]

ンであることを示しているともいえます。また、いわば、ある一定の条件下の自分での身の回りの世話ができなくなった状態においても、コミュニケーションがもっとも頻繁に行なわれる人間間の行為であるということを示す貴重なデータになったともいえます。

また、このコード体系の中には、治療に関係する、あるいはカウンセリング的な会話については、あらかじめ計画された10分以上のものと定義を行なっていますので、ここで示された「日常会話・声かけ」という行為は、あいさつを含む、いわばたわいのない会話ということになります。人間の会話の3分の2は、他人の噂といわれています。つまり、施設や病院の中でも、人間の生活する場所での状況には、かわりないということがよくわかるデータになっているわけです。

ちなみに、ここに示したデータ収集は、わが国で初めての全国規模の高齢者に対するケアに関する調査によるものです。この調査では、約19年分にも相当するケアに関するタイムスタディデータと約3,800名分の病院および施設入所中の高齢者の身体状況や知的能力に関する情報、在宅で生活している約700世帯の高齢者情報と介護者のケア提供内容および時間のデータを収集されております。

ここでもう一つ、留意すべき内容は、この他に多いのが、「記録」に代表されるケアという行為を支えるために必要な内容であったという事です。私は、こういった内容をケアシステムの管理に必要な業務として位置づけております。これらの業務は、多人数のケアの提供者と多人数のケアを受ける人間が存在する「多対多のシステム」が機能する際に発生します。しかも、このシステムには、いくつかの特徴があります。たとえば関係する職種が増加すればするほど、このケアシステムに要する時間は増加するという傾向があります。したがって、高齢者のケア関連施設の中では、療養型病床群の時間がもっとも長く、特別養護老人ホームの時間が短いという傾向がありますし、さらに職種が多様化する急性期病棟のほうが、この時間は長くなります。この時間の長さは、当該高齢者や患者の状態に依存するのではなく、システムに依存することが明らかなようです。この特徴は、1対1のケアとの大きな違いであると思われます。またシステムが複雑化すると提供者は、このような利用者が受けているケアを把握できなくなるという危険性があらわれてきます。

こういうことを考えていきますと、最も患者にケアが行き渡るシステムとしての1単位は、どのくらいのサイズなのかといったことが、研究される必要があると思います。この研究を行なうためには、多対多のシステムのバリエーションがたくさん存在し、比較検討が可能な集団をサンプリングするということが必要になってきますが、

こういった実験的な研究は、なかなか困難でやりにくいのですが、私は、幸いにも一つの試みを行なうことができました。このことにつきましても、今回の論文で少し、説明させて頂いております。

その調査研究といたしますのは、特別養護老人ホームにおいて、提供者側の人数をいったん減少させた際のタイムスタディデータと従来に戻した際のデータというのを比較して、どのようなケアに増減があらわれるのかを調べたというものです。

この調査の結果、わかったことは、人数を減少する事によって、ケアは、全体的に等しく減少したり、増加したりはしないということです。表2、表3^{*}に示しましたように、人数の増減によって、ケアも選択的に増加するもの減少するもの、そして変化をしないものという3つの性質が現れる事になりました。

職員を増加することによっては、もちろん高齢者1人に提供されるケアの量は全体として増加しますが、増加しているケアの内容をさらに詳細に検討した結果、職員増加前後で統計的に有意な差があると示されたケアは、1%の水準で有意に増加したケアは、身の回りの世話の領域で「洗面の一部介助」「洗髪的全介助」「爪切り」「耳掃除」「衣服等の準備」「ポータブルトイレの後始末」「おやつの準備、エプロンの準備」「おやつ：全介助」「おやつ：部分介助」「ベッドから車いすへの移乗」「車いすからベッドへの移乗」「車いすでの移動の介助」「端座位から臥床させる」「体操の介助」「日常会話、声かけ」といった15の基本的なケアでした。

この中で、増加したケアは、「爪切り」「耳掃除」「衣服等の準備」といった高齢者のQOLの向上に関連するケアが多く、状況的に説明をするとすれば、「ケアがいきとどく」といった状態になっていることが推察されました。つまり、職員の増加によって、単純にケア内容すべてが全般的に増えているというわけではないということは、たとえば「おやつの全介助」や「ベッド、車いす間の移乗の援助」といったケアの増加などは、高齢者にとって必要なケアを高齢者の状態に合わせて行うためにケア量が増加していると考えられ、さらに、ちょっとした身の回りの整理、ベット回りの整頓等、言い換えれば生活空間の維持につながるケアは増加しますが、たとえば、入浴関連のケアである「浴槽・リフトへの誘導」や「浴室内の監視」が減少するのは、人数の変化による影響を、入浴に際してのケアシステムへ対応させることができなかつたためではないかと考えられました。

職員の人数が多い状態のケアは、浴槽やリフトへの誘導や監視するだけでなく、一部介助で入浴を行うとか、具体的に身体を抱えるという行為へと変化しているため、「浴槽・リフトへの誘導」や「浴室内の監視」は減少するという事になっているの

*「表2、表3：文末資料参照」

ではないかと推察されたのです。

同様に、「排尿頻度・量・間隔チェック」というケアや「洗面動作の指示」が減少するのも人数が多い場合は、排尿頻度などのチェックだけではなく、具体的に排泄動作などへの誘導といった行為を行い、洗面についても一部介助を行っているため職員の増加によって、ケアが変化すると考えられました。これは、ケアという行為が、いわば介護される側とする側の関係によって成立しているためであると考えられました。

つまり、ケアは、ケアされる側の自発性や可能性を誘導、あるいは期待しながら行われるといった性質を持つため、例えば、工場のラインのようなシステムとは、大きく異なった性質を持っているものと推察されました。以上のように、この実験的な調査が示唆するケアシステムの特徴には、非常に興味深いものがありました。

われわれ人類は、捕食者に対する防御という利益と、採食競合というコストとの兼ね合いで集団を形成し、さらに、この集団のサイズについては、集団間交渉での優位という利益と集団のサイズを決めてきたといわれます。

最適なサイズについては、カレン・ヴァン・シャイクによると「捕食・集団内採食競合回避仮説」という集団間交渉での優位という利益は、集団内の採食競合というコストによって圧倒されるという学説が支持されております。つまり、グループサイズの増大と共にグループメンバー間の採食競合が単調に増加すると考えられているのです。

このことから考えると、わが国のケアシステムを考えていく際にも、やはり、多対多のケアシステムにとっての最適のグループサイズという考え方に関する研究は、今後、行われていく必要があると考えております。

また、ケアという行為は、遅延的利他行動として生まれたと考えられますが、この行動が人以外の動物に存在する事を証明した研究はまだなく、霊長類社会学の最大の課題ともいわれているようです。なぜ、遅延的利他行動を証明する事が難しいかという点、第一に、人以外の霊長類には、コストとベネフィットを計算する為の「通貨」の概念が存在しないからです。第二に、ある利他的な行動に対してのお返しが返されたかどうかの確認ができにくい、第三に、受けた行動へのお返しの期間を決定できないという事、そして、第四に、これらの行動を観察し続ける調査の困難さということがいわれています。

人類は、「通貨」という手段をもったことで、多くの複雑な集団を形成しつつ、血縁や地縁だけによらない互酬性を進化させてきています。一方が援助し、その

後で他方がお返しに援助するという「互酬的協力」という概念は、利己的な固体に利益を与えない手段を持つという条件によって発達したと考えられています。つまりお返しをしないものを罰するという仕組みを持つということだといわれています。このような利他行動が起こるためには、他者の援助を必要とする同様な事態がおきやすいという条件や、助けたものと助けられた者が近くに住んでいなければならないという長期的な個体関係があり、そして、利他行動が受益者に与える利益が大きく、その行動の与えてのコストが小さい時に起こりやすいということになります。

今日の血縁によるケアの提供と受け手という関係は、人類にとって最も利他行動の形態に近いものと考えられます。しかし、このインフォーマルなケアと呼ばれるものですが、これには、すでに利他行動が起きる条件を備えていないことが明らかです。したがって、私たちは、「ケア」という関係を継続するために、別の新たなシステムを構築する事が求められていたともいえます。

今回の論文では、「ケア」という提供者と受給者との相互的な関係を総合化する「ケアシステム」の性質や特徴を分析する際に、complex systemにおけるいくつかの概念を用いた検討を試みました。複雑系の分析の特徴は、要素に還元し、要素が一つの積み木になり、そこでできてきたものがまた要素になって階層性ができ、階層の間でまた相互作用を行なうという仕組みを検討するということになるわけです。

今回の発表でお話したような「ケア」の特徴があみだす、「ケアシステム」には、いくつかの法則性が発見され、少しだけケアシステムの研究の扉が開いたという感じがしております。おそらく、この研究がさらに進むためには、介護サービス市場が擬似市場としてではなく、本来の意味での市場となる必要があるだと考えております。

ただ、いずれにしても重要なことは、ケアを受ける人、ケアを提供する人という関係が、血縁や地縁に拠らない、さらに複雑化した「多対多のシステム」である「ケアシステム」として進化していくために、私たち人間は、今後、どのように、その方向を考えるべきなのか、という課題について、であろうと考えております。

すなわち、我々が必要とするケアシステムは、我々の老いへの対応（という捕食者による防御という利益）を、どの程度のコスト（採食競合というコスト）で、保障しうるシステムを創るべきかという課題に対して、堅実な研究が求められているのではないかと考えております。

科学者は、二つの極をゆれうごく、それは望ましいという極と可能だという極

であると。望ましくても可能性のないものは、夢に過ぎない。可能でも望ましくないものには、気が進まない。とフランソワ、ジャコブは書きました。私のケアシステムに対しての研究は、望ましい極と可能だという極の二つをゆれて、なかなか終わる事が無いなあという感じをもっている次第です。

最後に、研究者として歩み始めて、10年が経過したこの時期に、このようなチャンスをいただけるのは、ひとえに今までご指導して頂いた内外の諸先生方の教えの賜物であり、厚くお礼申し上げます。

また、多くの困難な調査にご協力頂いた介護サービスの現場で働く皆さんの励ましが研究を進める上で強い支えとなりました。この場をかりて、深く感謝いたします。

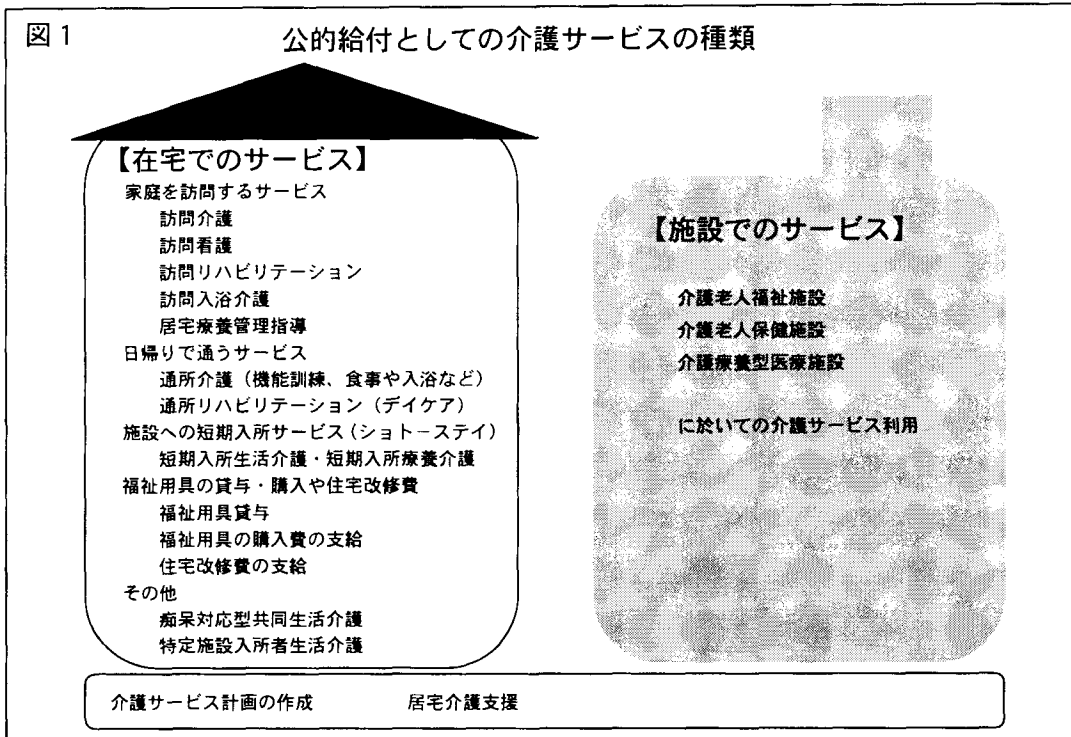


表1 訪問介護及び訪問看護で発生率が高いケア（上位10位）

順位	訪問介護	発生率（%）	訪問看護	発生率（%）
1	日常会話、声かけ	98.0%	バイタリサイン・チェック	98.0%
2	職員自身の移動	95.0%	職員自身の移動	96.6%
3	居室内の掃除ゴミ捨て	56.2%	日常会話、声かけ	93.1%
4	更衣動作の全介助	47.0%	家族へ連絡・応対・調整	53.9%
5	寝具整理、ベッド・メイク	36.0%	更衣動作の全介助	45.1%
6	職員の着替え	34.0%	おむつ除去、装着	44.6%
7	バイタリサイン・チェック	32.0%	創処置：実施・前後	44.1%
8	清潔：必要物品準備	31.8%	ケア指導：生活・健康環境	43.1%
9	清潔：使用物品後始末	27.8%	（夜間）巡視、容態観察	42.2%
10	洗濯物を下す：屋内外	27.0%	陰部洗浄	41.2%

図2

私は、〇〇さんに、排泄の介助を行った。

1. 私は、Aさんの体を起こし、
1 0 3

ベッドからポータブルトイレへ移乗させた。
1 0 6

図3

2. 私は、Aさんのベッドの上で衣服を脱がせ、
3 0

おむつをはずし、陰部清拭を行い、
6 8 1 4

おむつをつけ、衣服を着せて、
6 8 3 0

寝具をきれいに整えた。
1 4 7

そして、おむつの後始末をした。
7 1

表 2

ケア量が増加するケア

TCC	ケア内容	平均 (秒)		標準偏差		t 検定結果 * P<.05 ** p<.01
		1回目	2回目	1回目	2回目	
003	洗面一部介助	4.86	10.96	18.14	28.02	**
004	洗面全介助	21.23	29.79	35.53	52.48	*
015	乾布清拭	3.56	8.22	14.21	29.83	*
016	清潔：必要物品準備	15.11	23.01	30.53	37.54	*
018	洗髪一部介助	0.27	5.21	4.05	31.17	*
019	洗髪全介助	29.32	49.18	47.69	60.63	**
023	散髪；実施・前後	0	21.37	0	145.3	*
024	爪切り；実施・前後	17.53	72.33	54.6	111.2	**
025	髭剃り；実施・前後	14.79	32.6	43.99	93.67	*
026	耳掃除；実施・前後	0	18.22	0	80.67	**
027	衣服等の準備；含靴下	66.96	87.88	86.81	128.2	**
036	ストレッチャーから特殊浴槽	1.1	4.38	12.8	20.25	*
052	ボ・タブリ付の後始末	11.23	26.85	42.26	67.53	**
059	排便動作援助；除着脱	3.29	13.42	17.64	67.76	*
079	おやつ準備；IPロン・茶	26.03	44.47	36.35	57.59	**
080	おやつ；全介助	21.92	45.48	60.18	111.7	**

表 3

ケア量が減少するケア

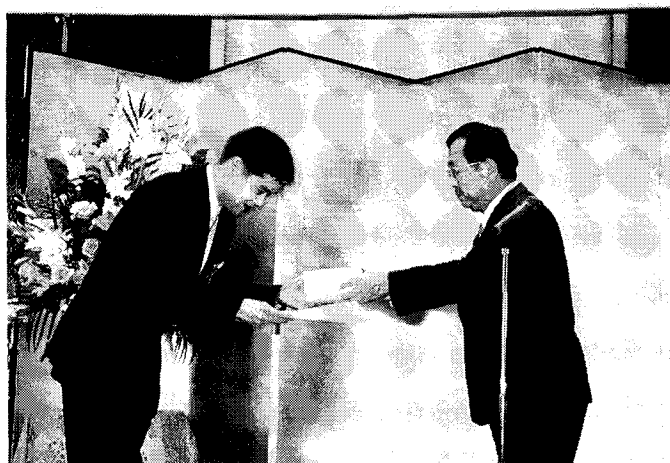
TCC	ケア内容	平均 (秒)		標準偏差		t 検定結果 * P<.05, ** p<.01
		1回目	2回目	1回目	2回目	
002	洗面動作の指示	9.59	2.88	28.22	11.19	**
033	浴槽、リフトへの誘導	15.07	3.01	34.41	15.45	**
042	浴室内の監視	18.36	8.86	45.29	29.48	**
058	排尿頻度・量・間隔チェック	19.79	8.81	42.76	21.87	**
105	ベッドからの昇降介助	2.88	0.27	15.07	4.05	*
164	入院・所者の現金管理	12.6	1.37	67.55	20.27	*
205	薬品戸棚常備薬の管理	2.83	1.23	9.49	5.28	*
224	検査；実施・付き添い	18.08	0	85.83	0	**
225	検査用物品準備後始末	11.23	0	61.54	0	**
230	手洗い、消毒液の交換	11.51	4.82	32.62	18.35	**
404	行事の後かたづけ	1.55	0	10.15	0	*

贈呈式

第1回「安田火災記念財団賞」贈呈式



厚生大臣祝辞（社会・援護局企画課佐藤孝一課長補佐代読）



賞状、記念品贈呈（金子光一氏：有吉副理事長より）



賞状、記念品贈呈（筒井孝子氏：有吉副理事長より）



審査報告 三浦文夫審査委員長

ご 挨拶

財団法人安田火災記念財団
理事長 後藤康男

財団法人安田火災記念財団は、厚生省の許可を得て昭和 52 年に設立、以来今日まで、障害者の在宅福祉活動に対する助成と、社会福祉、社会保険、損害保険の学術研究を支援してまいりました。

今日、わが国の社会福祉は、本年度から介護保険制度が発足するなど、構造的にも大きな変革期を迎えつつあります。また社会福祉に関する学術研究や人材育成の分野でも、社会福祉系の大学が各地に続々と誕生しております。

社会福祉が学問として独自の分野を確立しているかどうかは議論のあるところかと存じますが、社会福祉を取り巻くこのような環境の変化が、社会福祉学の確立を強く要請していることは疑いのないところであります。

このような情勢を踏まえ、当財団といたしましては、わが国の社会福祉のより一層の向上を図るべく、これまでの社会福祉に関する研究助成に加えて、社会福祉の学問的探求を指向する多くの学者、研究者が参画できる機会を設けることとし、平成 11 年度より、社会福祉に関する学術研究論文を表彰する「安田火災記念財団賞」を創設いたしました。

このたび第一回の受賞者として、金子光一氏、筒井孝子氏のお二方を決定いたしました。受賞を心よりお慶び申し上げますとともに、今後のご活躍を大いに期待いたします。

この安田火災記念財団賞の選考に際しまして、多くの方々に対象論文のご推薦を頂きました。また三浦先生をはじめ、社会福祉の分野においてわが国を代表する先生方に審査をお願いいたしました。これらの方々に対し、主催者として厚くお礼申し上げます。

これから 10 年後、20 年後、社会福祉学の分野で第一人者として活躍されるの方々にとって、安田火災記念財団賞がその登竜門の役割を担うことを念頭において、私どもは、この賞を運営してまいりたいと存じます。

今後とも皆様方のご指導、ご支援を切にお願い申し上げます。

祝 辞

厚生大臣 丹羽雄哉

第 1 回安田火災記念財団賞贈呈式にあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。安田火災記念財団におかれましては、長年にわたり、わが国の社会福祉や社会保障の学術研究の発展に貢献されてきたところでございますが、今般新たに社会福祉に関する学術文献を表彰する安田火災記念財団賞を設けましたことに対しまして、後藤理事長をはじめ関係者各位に、深く敬意を表する次第でございます。また本日記念すべき第 1 回の賞を受賞されました金子光一、筒井孝子両先生に対しまして、心よりお慶びを申し上げます。

両先生の著書や論文は、社会福祉の思想や福祉サービスというものを考える上で、大切な視点を提供されたものと伺っておりますが、お二人の社会福祉に対する真摯な取り組みと、ご研鑽の賜物であると存じます。今後ともご活躍をお祈りする次第であります。

さて、現在わが国は、大きな転換期を迎えております。社会経済構造の変化はもとより、国民の社会福祉に対する需要も増大、多様化し、時代に即した社会福祉制度の構築が求められております。厚生省におきましては、介護保険制度の円滑な実施に向けて全力で取り組むとともに、利用者本位の制度とするため、社会福祉の基礎構造改革を進めているところでございます。

21 世紀の福祉社会を国民の誰もが安心して暮らすことができる活力あるものにしていくためには、国や地方公共団体は、その任務を果たすことはもとより、国民の連帯に支えられるものでなければなりません。こうした中で安田火災記念財団とその優れた活動は、誠に力強いものでございます。社会福祉における国民の参加や叡智に対する貴重な助成団体として今後とも一層のご活動を期待するものであります。

最後になりましたが、金子、筒井両先生のご健勝とこの賞のご発展を祈念いたしまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

審 査 講 評

安田火災記念財団賞

審査委員長 三浦文夫

著書部門

今回は第1回ということもあって、平成9年4月以降、平成11年3月までの過去2カ年に刊行された社会福祉に関する学術書を対象にしたが、指定推薦者から推薦された10冊の図書のうち、編者であったり、学術書と見なし難いものを除いた7冊を第1次の選考対象とした。そしてそれぞれを3名以上の審査委員が精読し、その結果を審査委員会で審査し、第2次審査の対象として4冊を残した。これらについてはそれぞれ審査委員の全員が読み、その上で審査委員会で個別的に審査し、金子光一氏の『ベアトリス・ウェブの福祉思想』（ドメス出版）を受賞候補とし、平成12年3月の安田火災記念財団理事会において受賞決定を行った。

受賞図書は、福祉の立場からベアトリス・ウェブ（旧姓ベアトリス・ポーター）の生涯と業績をまとめた労作である。これまではウェブ夫妻ということで、夫のシドニー・ウェブとともに、その思想や理論に関する研究が数多く行われているが、ベアトリス・ウェブを中心に論述した研究は意外と少ない。しかもイギリス福祉国家建設に大きな影響を与えたベアトリス・ウェブについて社会福祉の側面からの体系的な研究は希少であっただけに、本書は社会福祉研究にとっても重要な貢献をなすものである。著者は1991年ぐらいからこの研究を行い、この間にウェブ夫妻の主導のもとで創られたロンドン大学（LSE）大学院・社会福祉行政学専攻研究生としてウェブに関する調査・研究を行い、帰国後も淑徳大学の助手として、また日本女子大学大学院後期課程で同じテーマでの研究を継続している。この間に1905～1909年「救貧法ならびに貧困救済に関する王立委員会」の議事録等を詳細に検討する機会を得るなどしてこの労作をまとめたものである。表題の『福祉思想』という点で、福祉思想をどのように捉えるかについては若干批判もないわけではなかったが、この点は、今後の著者のさらなる研究課題となるもので、本書の価値を損なうものではない。新進気鋭の研究者の労作で、受賞に充分値するものである。

論文部門

論文部門の審査対象は著書部門と同様であったが、締切までに推薦論文が少なく、このために期日を延長して再度指定推薦者に対して推薦をお願いし、7編の推薦と論文集としての1冊の書物の推薦を得た。推薦を受けた論文集には10編を越える論文がしゅうろくされていたが、そのなかでどの論文が候補となるのか必ずしも明らかでないことに加え、内容的にも学術的でないということもあって、この論文集は審査対象外とした。したがって第1次審査では7編の論文の審査を行い、第2次審査に5編の論文が残り、個別的に審査した結果、筒井孝子氏の『介護保険制度下におけるケアシステムの未来』を受賞論文候補とし、理事会での決定を見た。

筒井論文はケアシステムを「科学的」に究明することを意図し、複雑適応系研究を参考にしながら、介護保険システムのサブシステムとしてのケアシステムを客観的に捉えることを意図している。この手法はケアを介護時間量に還元し、実態調査によって個々の介護要素を位置付けることにしている。この手法は周知のように介護保険制度における要介護度認定の尺度に応用され、その実用性と実効性をしめしている。この論文ではこの手法に基づいて施設ケアと在宅ケアをより科学的に捉えるためのいくつかの提言を行っている。それは介護保険の今後の改善のためだけではなく、ケアの商品化が進むなかでケアをできるだけ客観的に捉えるために重要な視点を提供するものである。介護（ケア）について医学、看護、福祉の立場から、ケアとは何かということやケアの方法等について様々な調査研究が数多く行われているが、福祉の観点から統計解析手法に基づいて介護保険制度のもとでケア及びケアシステムを解明する本論文は出色のものであり、第1回の推薦論文とした。

財団法人安田火災記念財団理事

理事長	後藤康男（安田火災海上保険株式会社取締役名誉会長）
副理事長	有吉孝一（安田火災海上保険株式会社取締役会長）
副理事長	服藤 收（前産業基盤整備基金専務理事）
専務理事	堀内生太郎（専任）
理事	鴻 常夫（法学博士・東京大学名誉教授）
理事	金田一郎（財団法人日本社会福祉弘済会理事長）
理事	戸澤政方（元衆議院議員）
理事	西嶋梅治（法学博士・法政大学名誉教授）
理事	森島昭夫（財団法人地球環境戦略研究機関理事長）
理事	和田正江（主婦連合会会長）

安田火災記念財団賞審査委員

審査委員長	三浦文夫（日本地域福祉学会会長、財団評議員）
審査委員	右田紀久恵（広島国際大学副学長）
審査委員	大橋宗夫（株式会社安田総合研究所代表取締役理事長、財団評議員）
審査委員	岡本民夫（同志社大学教授）
審査委員	園田恭一（東洋大学教授）
審査委員	田端光美（日本女子大学教授）

「安田火災記念財団叢書 No.62」

第1回（平成11年度）

安田火災記念財団賞受賞者講演録

発行日 平成12年6月20日

発行者 財団法人安田火災記念財団

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

電話 03-3349-3130 ファックス 03-3349-3133